



# 島根県報

平成19年12月28日(金)  
号外第146号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
県政情報センター等設置運営要綱の一部改正	(総務課)	1
訓 令		
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人事課)	1
島根県守衛服務規程の一部改正	(管財課)	2

## 告 示

島根県告示第1078号

県政情報センター等設置運営要綱(平成6年島根県告示第716号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

第5条中「午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後零時15分まで及び午後1時から午後5時15分まで」に改める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

## 訓 令

島根県訓令第10号

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

第3条を削る。

第4条中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改め、同条を第4条とする。

別表中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、

「	休憩時間	所属長は、勤務時間中に勤務時間4時間につき15分休息	規程第3条による。	所属長は、勤務時間中に勤務時間4時間につき15分の休	同左	規程第3条による。	同左	所属長は、勤務時間中に勤務時間4時間につき15分の休	規程第3条による。	所属長は、勤務時間中に勤務時間4時間につき15分の休
---	------	----------------------------	-----------	----------------------------	----	-----------	----	----------------------------	-----------	----------------------------

時 間 を 置 く。	息 時 間 を 置 く。			息 時 間 を 置 く。	息 時 間 を 置 く。
---------------	-----------------	--	--	-----------------	-----------------

同左							
----	----	----	----	----	----	----	----

を削る。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

島根県訓令第11号

本 庁

島根県守衛服務規程（昭和36年島根県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第1項中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に、「から第3条まで」を「及び第2条」に改め、同条第2項後段を削る。

第5条中「、仮眠時間及び休息时间」を「及び仮眠時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。